

# 平成28年度 建設コンサルタント等業務の 総合評価の実施方針

平成28年3月  
国土交通省 関東地方整備局  
港湾空港部 品質確保室

# 《 目 次 》

## 1. 平成28年度の基本方針

- 1) 技術評価に関する更なる透明性・客観性の確保
- 2) 企業の技術力が発揮できる競争環境の確保
- 3) 技術の担い手の確保・育成を目的とした新たな入札契約方式

## 2. 平成28年度の入札・契約及び総合評価の改善・取組み

- 1) 技術審査の評価基準改定
  - ① 技術者資格評価の見直し(新規)
  - ② 評価基準表の見直し(新規)
- 2) 総合評価落札方式(簡易型1:1)から(標準型1:2)へ試行拡大(継続)
- 3) 実施方針確認型方式(廃止)
- 4) 若手技術者活用評価型(新規)
- 5) 低入札への対応(継続)
- 6) その他
  - ① 契約方式の選定方法・分類(マトリックス)
  - ② 予定価格に応じた発注方式
  - ③ 適用ルール
  - ④ 発注方式選定フロー

## 1. 技術評価に関する更なる透明性・客観性の確保

### ○技術者資格評価の見直し（新規）

「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」（以下「国土交通大臣登録」と表記する。）の積極的な活用による3段階評価＋加点方式を採用。

## 2. 企業の技術力が発揮できる競争環境の確保

### ○評価点の配点の見直し（新規）

○比較的高度な技術力を要しない業務においても、技術力基本の評価の観点から簡易型から標準型（1：2）に拡大した試行運用を実施（継続）

### ○実施方針確認型の廃止（新規）

## 3. 港湾技術の担い手の確保・育成を目的とした新たな入札契約方式

○若手（40才未満）の管理技術者を活用する場合に加点する試行運用（新規）

### 1) 技術審査の評価基準改定

#### ① 技術者資格評価の見直し(新規)

技術者資格の配点については、3段階評価を基本。

国土交通省登録資格の「港湾施設分野」における「業務分野」登録の細分化に伴い、2段階評価（1.国家資格、2.民間資格）から、3段階評価（1.国家資格、2.国土交通省登録資格、3.民間資格）に変更する。

発注業務に特化した国土交通省登録資格及び1位評価資格の複数資格を保有する者に1位評価点に加点をする方式を採用。

ケース事例：「港湾施設の維持管理計画策定業務」を発注。

下記、資格を所有している場合。

- イ. 加点あり 1位評価（技術士）＋2位評価（海洋・港湾構造物維持管理士）
- ロ. 加点なし 1位評価（技術士）＋1位評価（APEC）

#### 【解説】

加点あり→下記 A+Bの組み合わせの場合が対象。

ロのケースは、A+Aのため複数所有していても、加点対象にはならない。

- A. 比較的広い範囲の業務をカバーする資格（技術士、APEC、RCCMなど）
- B. 2位評価・国土交通省登録資格であり、且つ発注内容の特定分野に特化した資格  
（海洋・港湾構造物維持管理士、海洋・港湾構造物設計士、港湾海洋調査士  
（〇〇部門）、水路測量技術1級（沿岸、又は港湾））

### 1) 技術審査の評価基準改定

#### 国土交通省登録資格の評価方針イメージ

EX) 下記のように設定した場合

資格順位 配点

1位資格 8 技術士、APEC

2位資格 6 国土交通省登録資格

3位資格 4 RCCM

\* 1位評価資格に加えて、国土交通省登録資格で当該業務に特化した資格を保有している場合は、1位評価点に2点を加点できる。(最高点10点)

	1位資格		2位資格		評価
ケース1	技術士	+	当該業務に特化した資格	=	配点の満点 8点(1位評価)+2点(加点)で10点
			※国土交通省登録資格であることが条件		
ケース2	技術士			=	8点

## 2. 平成28年度の入札・契約及び総合評価の改善・取組み

### 1) 技術審査の評価基準改定

#### ○予定技術者の資格要件評価の改訂

プロポーザル方式、総合評価落札方式(簡易型、標準型)共通							
評価項目			評価の着目点	選定段階	入札段階		
				判断基準	配点	配点	
予定技術者の 経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格	1位評価 ・技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)、あるいは業務に該当する部門) ・博士(研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に限る。) ・APECエンジニア(業務に該当する部門)	4	8
					2位評価 国土交通省登録技術者資格 ※「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」に基づく登録簿に掲載された民間資格を指す。	3	6
					3位評価  上記以外	2	4
					※加点措置 1位評価+当該発注業務に特化した②「国土交通省登録技術者資格」。 両方を有している場合に1位の配点に加点。	1	2
					上記(1)(2)(3)に該当しない者	評価しない	評価しない

### 1) 技術審査の評価基準改定

#### ② 評価基準表の見直し (新規)

各入札方式の配点比率を点検し、

「総合評価落札方式 標準型（1：2）」の入札段階の配点を変更。

「配置予定技術者の過去3年間の業務成績平均点」の配点を下げ

「技術提案・特定テーマー実現性」の配点を上げる。

## 2. 平成28年度の入札・契約及び総合評価の改善・取組み

### 1) 技術審査の評価基準改定

関東地方整備局 配点及び比率

(1) プロポーザル方式・総合評価落札方式

入札段階の評価基準表

\* 下記表の赤書き一配点の変更

評価項目			評価の着目点		平成27年度(運用)		平成27年度(運用)		平成27年度(運用)		平成27年度(運用)											
					プロポーザル方式		総合評価落札方式・簡易型(1:1)		総合評価落札方式(1:2)		総合評価落札方式(1:3)											
					配分(%)	ウエイト(点)	配分(%)	ウエイト(点)	配分(%)	ウエイト(点)	配分(%)	ウエイト(点)										
術者 予 定 技	資格・実績等	管理 技術者	資格要件	技術者資格	10%	20	10	25%	25	15	30	10	10	30	10							
			専門技術力	業務実績			10	25	15			20			10	20						
	成績・表彰		専門技術力	業務成績	15%	30	25	25%	25	20	18→15	35→30	30→25	15	45	30						
				優秀技術者表彰			5						25			5	5	5	15	15		
			小 計		25%	50	50	50%	50	50	33→30	65→60	65→60	25	75	75						
針 等 実 施 方	実施方針等		業務理解度	目的、条件、内容の理解度	25%	50	15	50%	50	15	30	60	20	25	75	20						
			実施手順	実施フローの妥当性			15			15			15			15	15					
				工程計画の妥当性			15			15			15			15	15					
			その他	重要事項の指摘			5			5			5			10	15					
案 特 定 す る テ ク ニ ク マ 提 に	全体		特定テーマ間の整合		50%	100	20	-	-	-	-	-	-	50	30	30						
	特定テーマ1		的確性	与条件との整合性			20										-	-	-	40		
			実現性	キーワードの網羅			-										-	-	37.5→40	75→80	30	30
				説得力			20										-	-	-	35→40	30	30
	特定テーマ2		上記を準用				40										-	-	-	-	-	-
			合 計		100%	200	200	100%	100	100	100	200	200	100	300	300						



## 2. 平成28年度の入札・契約及び総合評価の改善・取組み

### 1) 技術審査の評価基準改定

プロポ・総合評価 選定時の配点比率

企業		技術者	
資格・実績	成績・表彰	資格・実績	成績・表彰
50%		50%	
15%	35%	15%	35%

プロポ特定時の配点比率

技術者		特定テーマ	
資格・実績	成績・表彰	実施方針	特定テーマ
25%		75%	
10%	15%	25%	50%

総合評価 評価時の配点比率

	技術者		評価テーマ	
	資格・実績	成績・表彰	実施方針	評価テーマ
1:3	25%		75%	
	10%	15%	25%	50%
1:2	33%→30%		67%→70%	
	15%	18%→15%	30%	37.5%→40%
1:1	50%		50%	
	25%	25%	50%	—

### 2) 総合評価落札方式を拡大して運用

#### ○簡易型（1:1）から標準型（1:2）に拡大して試行運用 （H27.4月から運用→継続）

総合評価落札方式において、技術力を基本とした評価の観点から、従来、比較的高度な技術力を要しない業務（簡易型 1 : 1）で実施していた業務においても、標準型（1 : 2）を採用。

※平成27年度は、土質調査、環境調査で4件の実績あり

### 3) 実施方針確認型方式の廃止

#### ○実施方針確認型方式（廃止）

本方式は、技術提案書の「業務提案の実施方針」、「フロー」、「工程表」の妥当性が高いか否かの『確認』で、一律に配点される方式であり技術評価の点数差が生じにくい。また、入札参加希望者が技術提案書を作成することは、他の方式と変わりがなく、手続の簡素化にもならない。

今後は、一層の品質確保を目指し、技術力で差別化を図りたいため廃止。

※経緯一本方式は、「価格競争入札方式」で実施するような案件を、極めて簡易な「総合評価落札方式」として実施することを想定して導入した。実際には「総合評価落札方式（簡易型 1 : 1）」選択するケースがほとんどである。

### 4) 若手技術者活用評価型

#### ○若手（40才未満）の管理技術者を活用する場合に加点する試行運用（新規）

総合評価落札方式（簡易型1：1）の選定及び入札段階において、若手40才未満の管理技術者を配置した場合に加点する試行運用。  
「業務実績」の配点を下げ「若手技術者の配置」に配点する。

# 2. 平成28年度の入札・契約及び総合評価の改善・取組み

## 簡易型（1：1） 選定段階 評価基準表

### 4) 若手技術者活用評価型

公募(簡易公募型)

別紙 - 1

#### 選定段階における評価基準

件名: ●●●●業務

評価項目	評価の着目点		判断基準		配点
			判断基準	配点	
15%  資格要件 技術者資格  資格・実績等  専門技術者の経験及び能力  若手の活用  35%  成績・表彰 専門技術力 業務執行技術力	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	①〇〇の資格を有する者 ※「技術者資格について」を参照	4	
			②「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」に登録された資格	3	
			③〇〇の資格を有する者 ④〇〇の資格を有する者 ※「技術者資格について」を参照	2	
			※加点措置 1位評価+当該業務に特化した②「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」資格。両方を有している場合に2点を加点。	1	
			上記①②③④に該当しない者	選定しない	
	業務実績	平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の受注実績 同種業務：〇〇業務又は〇〇に関する研究実績 類似業務：〇〇業務	同種業務の実績有り	10→5	
			類似業務の実績有り	5→3	
			実績無し	選定しない	
	若手技術者の配置	40才未満の管理技術者を配置した場合	配置あり	0→5	
			配置なし	加点しない	
業務成績	地方整備局発注(港湾空港関係)の平成24年度から平成26年度末までに完了した建設コンサルタント等業務の平均請負業務成績評定点 ※上記対象期間は、8月1日以降に公示する案件を対象としており、それ以前のものについては「平成23～25年度」とする。	平均点が78点以上	30		
		平均点が76点以上78点未満	24		
		平均点が74点以上76点未満	18		
		平均点が72点以上74点未満	12		
		平均点が70点以上72点未満	6		
		平均点が60点以上70点未満又は地方整備局(港湾空港関係)発注の業務成績なし	加点しない		
		平均点が60点未満	選定しない		
優秀技術者表彰	地方整備局発注(港湾空港関係)の平成24年度から平成26年度末までに完了した業務の優秀技術者表彰 ※上記対象期間は、8月1日以降に公示する案件を対象としており、それ以前のものについては「平成23～25年度」とする。	局長表彰の実績有り	5		
		事務所長表彰の実績有り	3		
実制実施体	制実当施実 性体委体	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・主たる部分が再委託予定となっている。	該当しない	加点しない	
		該当する	該当する	選定しない	
小計			50%	50	

# 2. 平成28年度の入札・契約及び総合評価の改善・取組み

## 簡易型（1：1） 入札段階 評価基準表

### 4) 若手技術者活用評価型

総合評価 簡易型(1:1)

別紙 - 2

入札段階における評価基準（価格評価点：技術評価点＝1：1）

件名：●●●●業務

評価項目	評価の着目点		判断基準	配点	
予定技術者の経験及び能力  資格・実績等  25%  25%  成績・表彰	管理技術者	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	①〇〇の資格を有する者 ※「技術者資格について」を参照	8
			②「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」に登録された資格	6	
			③〇〇の資格を有する者 ④〇〇の資格を有する者 ※「技術者資格について」を参照	4	
			※加点措置 1位評価+当該業務に特化した②「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」資格、両方を有している場合に加点。 上記①②③④に該当しない者	2 評価しない	
	専門技術力	業務実績	平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の受注実績 同種業務：〇〇業務又は〇〇に関する研究実績 類似業務：〇〇業務	同種業務の実績有り	15→10
			類似業務の実績有り	8→5	
	実績無し	評価しない			
	若手の技術者活用	若手技術者の配置	40才未満の管理技術者を配置した場合	配置あり	0→5
			配置なし	加点しない	
	専門技術力	業務成績	地方整備局発注(港湾空港関係)の平成24年度から平成26年度末までに完了した建設コンサルタント等業務の平均請負業務成績評定点 ※上記対象期間は、8月1日以降に公示する案件を対象としており、それ以前のものについては「平成23～25年度」とする。	平均点が78点以上	20
平均点が76点以上78点未満				16	
平均点が74点以上76点未満				12	
平均点が72点以上74点未満				8	
平均点が70点以上72点未満				4	
平均点が60点以上70点未満又は地方整備局(港湾空港関係)発注の業務成績なし		0			
平均点が60点未満	評価しない				
優秀技術者表彰	関東地方整備局発注(港湾空港関係)の平成24年度から平成26年度末までに完了した業務の優秀技術者表彰 ※上記対象期間は、8月1日以降に公示する案件を対象としており、それ以前のものについては「平成23～25年度」とする。	局長表彰の実績有り	5		
		事務所長表彰の実績有り	3		
		表彰の実績無し	0		
小計			50%	50	

評価項目	評価の着目点		判断基準	配点(a)	
				書面	ヒアリング
実施方針、実施フロー、工程表、その他	業務理解度	業務実施手順(フロー)	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15	
				業務量の把握(工程表)	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
	その他	業務量の把握(工程表)	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	15	
				重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5
小計			50%	50	
合計				100	

### 5) 低入札への対応

- 平成27年度4月より総合評価方式を適用する業務の「履行確実性評価」の実施を更に拡大し、予定価格100万円以上を超えるものに試行拡大し、低入札対応を行っている。これにより、「低入札調査」と「第三者照査」の対象とする金額の基準を揃えた。

(参考：H26年度は、予定価格500万円以上を超える建設コンサルタント等、予定価格1,000万円以上を超える測量・調査で実施。)

第三者照査の実績(試行)(予定価格100万円以上の業務で実施)

H25年度:5件

H26年度:2件

H27年度:1件

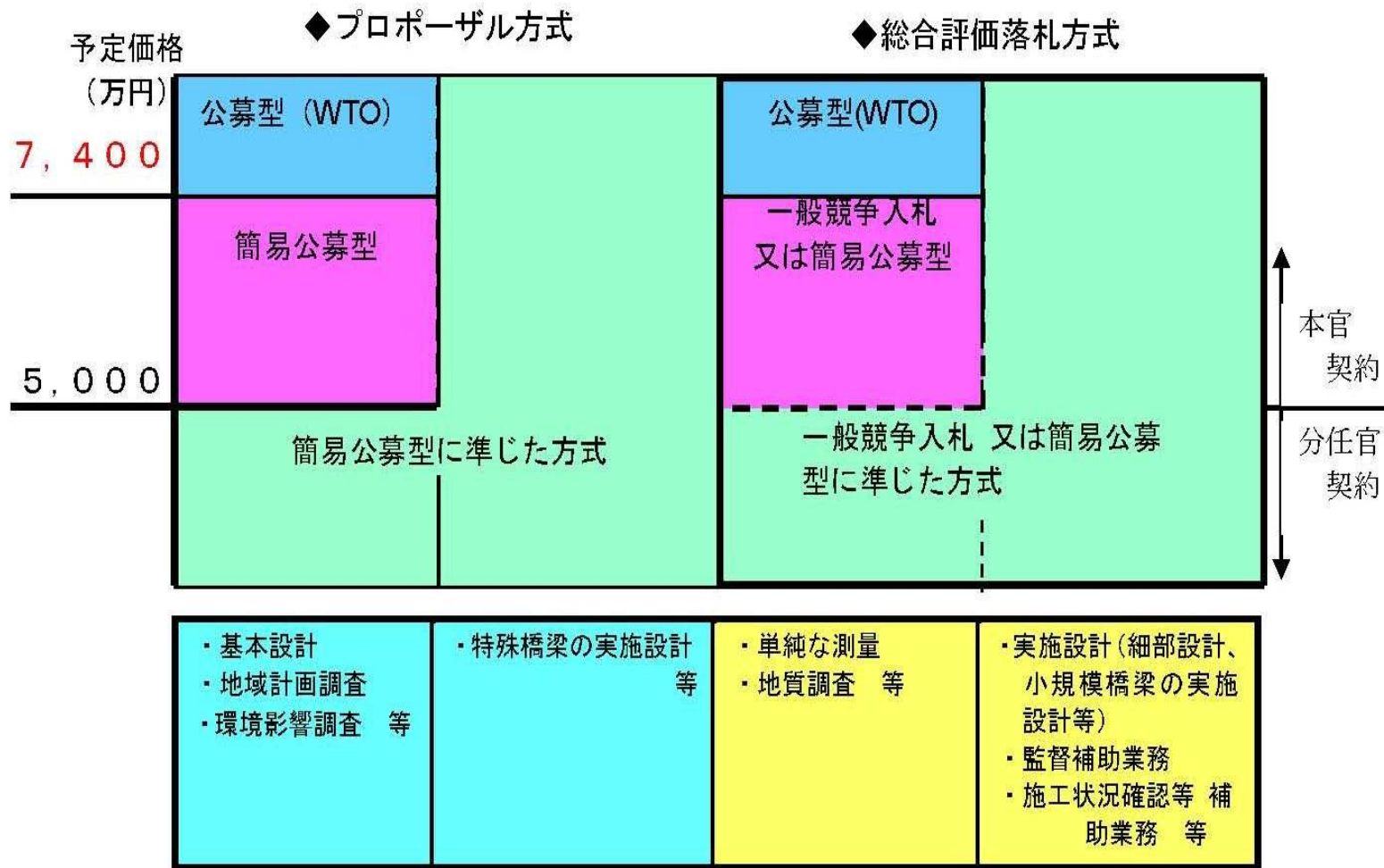
	H28年度	
	対象とする金額と区分	対象となる者
履行確実性評価	予定価格100万円超の 建設コンサルタント等、測量・調査	調査基準価格未満の全ての応札者(予定価格が100万円を超えて1,000万円を超えない場合は、調査基準価格の算定式に準じて算定した価格)
低入札価格調査	予定価格100万円超の 建設コンサルタント等、測量・調査	評価値が最も高かった者が、調査基準価格未満の場合(予定価格が100万円を超えて1,000万円を超えない場合は、調査基準価格の算定式に準じて算定した価格)
第三者照査	① 予定価格が、1,000万円を超え、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合 ② 予定価格が、100万円を超え、1,000万円を超えない業務で、調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る場合で契約した場合 ※ただし、見積参考資料の開示を行っていない業務は除く。	

### 6) その他 ①契約方式の選定方法・分類(マトリックス)

契約方式の選定方法・分類マトリックス【港湾・空港関係】



### 6) その他 ② 予定価格に応じた発注方式





## 6) その他 ③適用ルール、④発注方式選定フロー

### ③適用ルール

総合評価方式を適用した場合における、以下に表記した調達方式の選定フローの考え方にに基づき地方整備局の発注において各業務ごとに適用する範囲を整理した。

調達方式検討に当たっては、具体的に業務及び発注方式の分類を表した14頁マトリックス表を下に、業務内容に応じて適切な調達方式を選定する。

### ④発注方式選定フロー

